

ウォークアブル空間デザイン
プロジェクト
(基本構想)
プロポーザル募集要項

1 目的

当市は、濃尾平野の中央部に位置し、木曽川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安時代の昔から栄えてきた。そして、先人のたゆまぬ努力により、繊維のまちとしてより一層の発展を遂げ、尾張西部の中心的都市となっている。中心市街地においては、尾張一宮駅前ビル（i-ビル）や市庁舎などの建替えにより、都心の求心力となる都市機能の更新が進んでいる。

一宮駅周辺の市の中心部は「都市拠点」として位置づけられ、市域内外からの利用を想定した広域的な都市機能や、市街地のにぎわいをもたらすために必要な都市機能が集積するエリアとされているが、大型商業施設の郊外化による中心商店街の活力低下等の課題が山積している。今後は、まちなか居住の推進や中心市街地の活性化を行うため、内外の多様な人材・関係人口の出会い・交流を通じたイノベーションの創出やそこに生活し活動していることの豊かさが実感でき、誇りのもてる「まちづくり」が求められている。

本業務は、当市のまちづくりの中核を担う中心市街地である一宮駅周辺約1km圏内において、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するため、道路、街路、駅前広場、公園及び駅ビル等の既存ストックのリノベーションにより、「Walkable:人中心のストリート空間への再編」、「Eye Level:官民パブリック空間のアイレベルでの刷新」、「Diversity:賑わい空間の多様な交流」、「Open:開かれた空間創出のための再配分」を行い、ウォーカブルな空間再編を実現させるため、都市の多様性とイノベーションの創出を行い、人が中心となる豊かな生活を実現する都市を構築することを目的とする。



駅前のイメージ図（一宮市緑の基本計画より）

2 委託業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書等（以下「企画等」という。）を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

なお、このプロポーザルに関する事前説明会は行わない。また、企画等により審査を行う。

3 委託業務の内容

(1) 件名

ウォークアブル空間デザインプロジェクト（基本構想）

(2) 内容

別紙「ウォークアブル空間デザインプロジェクト（基本構想）特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月26日（金）まで

(4) 予算額

金 3,611,000 円（税抜き）を上限とする。

(5) 契約方法

随意契約

4 プロポーザルの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当市から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成24年12月18日付け一宮市長、愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 国税、都道府県税、市税が未納でないこと。

(6) 令和2・3年度入札参加資格者名簿に記載されている者で、業種名が「都市計画及び地方計画」、地域区分が「県内」、「名古屋」及び「市内」に登録されているものであること。

(7) 複数の事業者による共同体（以下「コンソーシアム」という。）として提案する場合には、次の要件を満たすこと。

ア コンソーシアムの幹事者を決め、コンソーシアムに所属するすべての事業者の

代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。

イ 事業者は複数のコンソーシアムに所属することはできない。また、コンソーシアムに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

ウ 参加表明時にコンソーシアムの協定書の写しを併せて提出すること。なお協定書には、事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

エ コンソーシアムに所属するすべての事業者は、上記(1)～(5)のすべてに該当する必要がある。なお、(6)については、幹事者が該当していれば可とする。

オ 提案書提出後は、コンソーシアムに所属する事業者を変更することはできない。

5 企画等の提出

(1) 企画等

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 参考見積書（様式3）
- エ 配置予定担当者（様式4）
- オ 業務の実施体制、方針、工程表（様式5）
- カ 企画提案書（任意様式）
- キ 企画提案書のプレゼンテーション動画

(2) 部数

- ア～カ 紙及びCD-RまたはDVD 各1部
 - キ CD-RまたはDVD 10部
- *資料データは、USB又はデータ送付は不可とする

(3) 提出期限

令和2年8月14日（金）午後5時必着（郵送含む）

(4) 提出手続き

- ア 提出先
〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市役所本庁舎8階 まちづくり部都市計画課
- イ 提出方法
直接または郵送（書留郵便に限る）による提出とする。

(5) 共通事項

- ア 各様式はA版とし、記載文字は10ポイント以上とする。
- イ 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。
- ウ 各様式の注意欄に枚数の指定がないものは、複数枚となってもよい。
- エ 紙媒体データ形式は、企画提案書はPowerPoint、その他はWordのみとする。
- オ 動画媒体データ形式はMP3またはMP4形式のみとする。

6 企画等の作成内容

(1) 会社概要書（様式2）

- ア 会社名、代表者名、本社所在地、契約先・代表者、事業内容、社員数、資本金、直近の事業年度総売上高など必要事項を記載すること。
- イ 協力事業者等を置く場合、協力事業者等の会社概要及び技術協力等依頼する業務の範囲・内容も併せて提出すること。
- ウ 会社概要を確認できる下記の資料を提出すること
 - ① 印鑑証明書（受付日前3カ月以内に発行されたもの）
 - ② 登記事項証明書等（受付日前3カ月以内に発行されたもの）
 - ③ 納税証明書等（国税、県税、市税において未納がないこと、直近1年分）

(2) 参考見積書（様式3）

- ア 企画提案書を踏まえ、必要な経費を算出し参考見積として提出すること。
- イ 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、消費税額及び合計額を記載すること。また、項目ごとに歩掛等を明示すること。
- ウ 委託積算の参考とするため、再見積を依頼した場合は協力すること。

(3) 配置予定担当者（様式4）

本業務に配置予定の担当者に関し、以下の項目について記載すること。ただし、コンソーシアムや協力事業者を置く場合についても記入すること。

- ・所属
- ・氏名
- ・生年月日
- ・担当予定の業務実績
- ・実務年数
- ・保有資格
- ・国、地方公共団体又は経済団体並びにこれと同等と認められる団体名
（発注者名、テクリス番号、従事期間、担当業務内容）

(4) 業務の実施体制、方針、工程表（様式5）

配置担当者の責任や役割や社内でのフォローアップ体制などの業務実施に関する体制や方針等を記載すること。また、コンソーシアムや協力事業者を置く場合はその役割等を記載すること。ただし、業務の主たる部分（合意形成コーディネータは除く。）については協力事業者で行わないこと。

(5) 企画提案書（任意様式、A3判2頁以内）

本業務に関する企画提案は下記構成を基本とし、明瞭かつ簡潔作成すること。なお、図面等を添付する場合は鮮明なものとするともなるように配慮すること。また、表紙及び目次（付ける場合）については別紙としてよい。ただし、会社名や配置予定技術者等が特定できる表現としないこと。

(6) 企画提案書のプレゼンテーション

企画提案書のプレゼンテーションを以下の内容で提出すること。ただし、会社名や配置予定技術者等が特定できる表現としないこと。

- ア 概要説明は20分までとする。
- イ 説明者は、業務実施体制に記載された配置担当者の4名までとする。
- ウ プレゼンテーションは動画形式とする。
- エ プレゼンテーションは非公開とする。

7 募集要項等に関する質問について

募集要項等に関する質問については、質問書（様式6）に質問内容を記載し、電子メールで送付すること。

なお、募集要項等に関する質問及びその回答については、一宮市公式ウェブサイトの事業者向け情報に公開します。

- (1) 質問書提出期限：令和2年7月15日（水）午後5時まで
- (2) 質問書回答期限：令和2年7月21日（火）午後5時まで

* 質問は、本要綱の範囲内に限る。

8 企画提案書のプレゼンテーションに対するヒアリング

提案のヒアリングはヒアリング書（様式7）を電子メールで送付する。回答は、リモート会議形式（ZOOMを予定、詳細は後日連絡する。）で行う。

- (1) ヒアリング書提出期限：令和2年8月25日（水）

* プレゼンテーションの内容によっては質問しない場合あり。

- (2) 回答：令和2年8月27日（木）正午まで

回答時間は10分とし、質問が終わった後の残り時間は自由とする。

9 企画等の審査

審査方法は、下記のとおりとする。

(1) 1次審査方法

企画等について、以下の内容について審査を行う。なお、1次審査で無効なる提案となった場合は失格とし、2次審査を行わない。

- ア 「4 プロポーザルの参加資格」をすべて満たしていること。
- イ 企画提案者より提出された企画等がすべて揃っていること。
- ウ 企画等が本要領に適合する内容となっていること。

(2) 2次審査方法

予定技術者の能力、業務実績、業務体制、実施方針、工程表及び提案事項について、別表に基づき審査を行う。

- ア 参加者のうち、評価点数の合計が最も高い提案をした者を最優秀者として、2番目に高い者を次点者として選定する。
- イ 最高得点者が複数の場合は、審査項目4の評価が最も高い者を最優秀者として選定する。その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により最優秀者を決定する。
- ウ 参加者が1者の場合においても、各審査項目の審査基準に基づき適否を選定する。

(3) 無効となる提案

次のいずれかに該当した場合、審査対象外となり無効とする。

- ア プロポーザル参加資格を満たさない場合。
- イ 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- ウ 提案書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
- エ 本実施要領及び特記仕様書等で定める事項に適合しない場合。
- オ 見積金額が契約上限金額を超える場合。
- カ 不正行為や工作があったと認められる場合。
- キ その他、選定委員会が不相当と認める場合。

10 審査結果

(1) 結果通知

参加者に対し、結果について書面（様式8、9）により通知する。

(2) 非選定の理由

上記（1）のうち、審査対象外及び最優秀者に選定されなかった参加者は、次に定めるところにより、非選定理由の説明を求めることができる。

- ア 提出様式：任意様式
- イ 提出期限：1次審査 令和2年8月21日（金）午後5時まで
：2次審査 令和2年9月2日（水）午後5時まで

(3) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、プロポーザル事務局において説明を求める書面を受領後、14日以内（閉庁日を除く。）に書面により行う。

11 契約

- (1) このプロポーザルによって最優秀者を選定し、当該業務に係る契約交渉の相手方とする。
- (2) 最優秀者との協議が不調となった場合は、次点者と協議を行う。
- (3) 業務計画は、選定した企画等による提案内容を基にして、市との協議を踏まえ作成するものとする。

- (4) 契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。
- ア 企画等に虚偽の記載があることが明らかになった場合。
 - イ 事業者に重大な瑕疵がある場合。
 - ウ 業務遂行の意思が認められない場合。
 - エ 業務遂行能力がないと認められる場合。
 - オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合。
- (5) すべての提案事項について契約を保証するものではなく、提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と最優秀者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。
- (6) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
- ア 「4 プロポーザルの参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

12 その他

- (1) 参加者は複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 企画等の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 企画等は、企画提案の評価以外に企画提案者に無断で使用又は公開しない。
- (5) 企画等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 企画等は返却しない。
- (7) 企画等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画等の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 協力事業者等に本業務の主たる部分を委託し、又は請け負わせてはならない。
- (9) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (10) 本プロポーザルにて電子メール等の通信事故が起きた場合について、本市は一切の責を負わない。
- (11) 契約の履行にあたり、妨害または不当要求を受けた場合は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合は、本市は一切の責を負わない。
- (12) 契約書を締結するまでの間に、契約交渉の相手方が指名停止又はこれに準ずる措

置を受けた場合、および「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、本市は一切の責を負わない。

- (13) 参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式10）を直接または郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

13 スケジュール

- (1) 本業務のスケジュールは下記のとおりとする。ただし、やむを得ず変更する場合がある。

日 程	項 目
令和2年7月8日	公告
令和2年7月8日～ 令和2年8月14日 午後5時まで	参加者募集期間
令和2年7月8日～ 令和2年7月15日 午後5時まで	質問書受付期間
令和2年7月21日	質問書回答期限
令和2年8月14日 午後5時まで	企画等提出期限
令和2年8月19日	1次審査通知
令和2年8月25日 正午まで	ヒアリング書提出期限
令和2年8月27日（予定）	ヒアリング
令和2年9月1日（予定）	2次審査通知
令和2年9月9日以降	契約締結

(2) 本事業のスケジュール（予定）は下記のとおりとする。

年 度	項 目
令和2年（2020）	現状調査・課題整理 基本構想：コンセプトやテーマ設定
令和3年（2021）	現状調査・課題分析・基本計画 基本計画：エリアビジョン・ウォークブル区域の設定 社会実験
令和4年（2022）	現状調査・課題分析 基本設計：空間デザイン基本設計 社会実験
令和5年（2023）	現状調査・課題分析 実施設計：空間デザイン詳細設計 社会実験
令和6年（2024）	現状調査・課題分析 実施設計：空間デザイン詳細設計 整備着手
令和7年（2025）	現状調査・課題分析 実施設計：空間デザイン詳細設計 整備・マネジメント検討
令和8年（2026）	整備 マネジメント検討
令和9年（2027）	整備完了 マネジメント検討・運用
令和10年（2028）以降	マネジメント運用 効果測定・調査・分析

14 問い合わせ・回答先

一宮市まちづくり部都市計画課 まちづくり事業推進 G

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号（一宮市役所本庁舎8階）

TEL : (0586) 28-8981 FAX : (0586) 73-9218

電子メール : tokei@city.ichinomiya.lg.jp